

パブリックコメント手続実施要項

案 件 の 名 称	校区調整に関するパブリックコメント
パブリックコメント手続 実 施 の 目 的	校区調整について、広く市民の声を聴くため
実 施 部 局 名	箕面市通学区域審議会 (事務局:箕面市教育委員会 子ども未来創造局 教育政策室)
(問い合わせ先)	箕面市教育委員会 子ども未来創造局 教育政策室 (電話:072-724-6762)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	新校区-素案-
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (2) (http://www.city.minoh.lg.jp/edupolicy/kouku/public_com.html) (3) 子ども未来創造局 教育政策室 (箕面市役所 別館3階) (4) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階) (5) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (6) 総合保健福祉センター(みのおライフプラザ) 中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、菅野保育所、稲保育所、東保育所、各市立小学校 ※(2)～(5)は、月曜日～金曜日の8時45分から17時15分まで ※(6)は、各施設の開館日、開館時間中
意 見 等 の 提 出 期 間	令和2年(2020年)3月9日から4月10日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 教育政策室) (3) ファクシミリによる送付(072-724-6010) (4) 電子メールによる送付(edupolicypabu@maple.city.minoh.lg.jp) ※閲覧場所の窓口意見書のひな形を用意(自由形式でも可)
意 見 等 を 提 出 で き る か た	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあつては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 考 え 方 の 公 表 方 法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表 (※意見提出者への個別回答はなし) 公表期間:令和2年(2020年)5月から6月まで
備 考	・市内すべての自治会・マンション管理組合に周知予定 ・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、素案閲覧場所等について変更の可能性あり